

御通知

2016年11月17日

久留米市長 檜原利則 殿

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団ちっごの会
代表 蔦川正義

2011年3月11日の福島第一原子力発電所の事故によって、原子力発電所に絶対安全はないこと、ひとたび事故が起きた場合その被害は甚大なものとなることを、私たちは思い知らされました。

久留米市においても、そのような認識のもと、地域防災計画において原子力災害対策を策定していることと思料します。そこで、久留米市で策定している原子力災害対策について、現段階での計画実施状況や見解をお教えいただきたく、別紙質問書を提出します。私たち住民にとって、原子力災害対策の内容やその有効性は重大な関心事ですので、ご回答にご協力下さいますようお願いいたします。

正確性を期すためにも、ご回答は書面にて、本年11月末日までをお願いいたします。併せて、本年12月6日午後2時に久留米市役所に伺いますので、口頭でのご説明をいただければと存じます。

なお、本件に関するお問い合わせ、ご連絡等は、下記弁護団弁護士事務所宛てにお願いいたします。

〒830-0032

久留米市東町 1-20 大和ビル 2 階

久留米第一法律事務所気付

「原発なくそう！九州玄海訴訟」

原告団ちっごの会 代表 蔦川 正義

弁護団 弁護士 馬奈木昭雄

TEL 0942-38-8050 FAX 0942-38-0850

別紙

質問書

1 情報収集・伝達について

久留米市地域防災計画では、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、情報を収集し、市民に対し情報を伝達すると定めています。そこで、情報収集・伝達についてお教え下さい。

- ① 収集する情報とは具体的にどのようなものですか。そのなかに放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。
- ② 仮に放射線の拡散予測に関する情報を収集しない場合、久留米市独自に放射線の拡散予測を行う予定ですか。
- ③ 市民に対する広報内容は、具体的にどのようなものですか。そのなかにはモニタリングポストの情報や放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。
- ④ 市民に対する広報の方法として具体的にどのような方法を想定していますか。聴覚障害者や視覚障害者に対してはどのような方法を想定していますか。

2 久留米市外からの避難者の受入について

原子力発電所で事故が発生した場合、久留米市以外の住民が久留米市に避難してくることが考えられます。そこで、久留米市外からの避難者の受入についてお教え下さい。

- ① 避難者は最大で何人になると想定していますか。また、その人数はどのような根拠に基づいて計算していますか。
- ② 避難者のための水及び食料は、何人分を、何日分確保していますか。また、毛布等の寝具は何人分準備していますか。
- ③ 避難者はどのような方法で避難してくると想定していますか。特に、自家用車での避難は何台を想定していますか。避難に用いた自家用車の駐車スペースは何台分確保していますか。
- ④ 避難者が放射性物質に汚染されているかのスクリーニング検査を実施するこ

とは予定していますか。予定している場合、検査機器としては、何を、どこに、何台備えていますか。また、予測される最大の人数が避難してきた場合、スクリーニング検査にはどれほどの時間がかかると想定していますか。

- ⑤ 避難者の中に、入院加療中の方等、医療施設への受入れが必要な方について、受入れ可能な医療施設は、準備していますか。準備している場合、その概要をお教え下さい。また、想定していない場合は、どう対応することになるのですか。

3 久留米市民の避難等について

放射性物質の拡散状況によっては、久留米市民が避難等しなければならない事態も考えられます。そこで、久留米市民が避難等する場合についてお教え下さい。

- ① 国や久留米市が、久留米市民に避難の指示等をする場合、具体的な避難先、避難に用いる交通手段、避難経路等はどのように想定していますか。避難手段として、何を、何人分確保していますか。また、高齢者や障害者など、避難にあたって支援が必要な方は何人と想定していますか。それらの方の避難手段として、何を、何人分確保していますか。
- ② 国や久留米市の指示等がない場合に、久留米市民が避難行動をとることは想定していますか。その場合、市民の間に混乱が発生することが予想されますが、具体的にどのような対応を行いますか。
- ③ 先の熊本地震ではたくさんの倒壊家屋やそのおそれのある建物が発生しました。そのような事態を受け、本年10月20日付西日本新聞では、地震等と原発事故が重なる複合災害の場合、屋内退避の安全性に疑問が残る旨の記事が取り上げられています。久留米市では、地震による家屋倒壊などで屋内退避ができなくなる場合を想定していますか。屋内退避ができない場合、どのような手段で市民の安全を確保しますか。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等について

久留米市地域防災計画によれば、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をしたと

きは、必要に応じ市民等への応急給水等の措置を講じると定めています。そこで、この応急給水等の措置についてお教え下さい。

- ① 応急給水等の措置として具体的にどのような計画を策定していますか。例えば、給水車は何台確保してあり、どこで給水を行いますか。当該措置のための食料は何食分確保してあり、どこで配給を行いますか。
 - ② 屋内退避措置が継続している場合、応急給水等の措置をどのような方法で行いますか。
 - ③ 水道水の摂取制限措置が長期間継続する場合、飲料水はどのような方法で、どの程度の量を確保しますか。
- 5 医療機関の防災計画について
- 久留米市には、様々な規模の多くの医療機関がありますが、それらの医療機関において避難が必要となった場合、各医療機関の避難先や避難経路・手段は具体的にどのように計画していますか。
- 6 物資輸送の拠点となりうることについて
- 久留米市の交通インフラの整備状況や地理的条件を考慮すると、久留米市が、物資輸送等の拠点となる可能性があると考えられますが、そのような事態に対処するためにどのような計画を策定していますか。
- 7 防災訓練について
- 原子力災害が発生した場合に備えて防災訓練を行う予定はありますか。行うとしたら、いつ、誰を対象に、どのような内容で行いますか。
- 8 原子力災害対策に必要な費用について
- ① 原子力発電所事故が発生した場合に、原子力災害対策を実行するためにどの程度の費用が必要であると見積もっていますか。
 - ② ①で必要な費用は誰が負担するのですか。

以上